

見土呂フルーツパーク
再整備・管理運営事業
基本協定書（案）

見土呂フルーツパーク再整備・管理運営事業（以下「本事業」と記載）に関して、発注者である加古川市（以下「甲」という。）と本事業に係る企画提案において優先交渉権者に選定された●●●（以下「代表者」という。）を代表者とする●●●（以下「乙」という。）の各構成員との間で以下のとおり合意し、本事業に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、甲と乙の間において、本事業に係る設計業務、建設業務及び維持管理・運營業務等についての各種契約等の締結並びに本事業の円滑な実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第2条 乙は、本事業に係る募集要項及び要求水準書（以下「募集要項等」という。）に示された提示条件を遵守のうえ、甲に対し企画提案を行ったものであることを確認するとともに、企画提案の誠実な履行に努めることとする。

（当事者の義務）

第3条 甲及び乙は、本事業に係る建設工事請負契約並びに指定管理協定等（これらをまとめて以下「事業契約等」という。）の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。ただし、事業契約等の締結がなされる前に乙のいずれかに次の次号の事由が生じたときは、事業契約等を締結しないことができる。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項に規定する排除措置命令を受け、当該命令の取消しの訴えを行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第14条に規定する期間内に提起しなかったとき。

（2）独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令の取消しの訴えを行政事件訴訟法第14条に規定する期間内に提訴しなかったとき。

（3）排除措置命令等（独占禁止法第76条第2項に規定する意味をいう。）の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。

（4）乙の属する役員若しくは使用人その他の従業員について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（5）乙の属する役員若しくは使用人その他の従業員について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

（6）本事業に係る募集要項において提示した参加資格の一部又は全部を喪失したとき。

2 甲は、本事業の実施に関し、乙の構成員のいずれかが前項各号のいずれかに該当したときは、事業契約等の締結又は不締結若しくは解除又は継続にかかわらず、事業契約等の契約金額となるべき金額のうち施設整備費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1に相当する金額の違約金を乙に請求できる。

- 3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 乙は、事業契約等の締結の協議にあたっては、甲及び見土呂フルーツパーク再整備・管理運営事業に係る事業者等選定委員会の要望を最大限尊重するものとする。

（本事業の対象地及び対象業務）

第4条 本事業の対象地及び対象業務は、募集要項等に示したとおりとする。

（財政負担）

第5条 本事業の実施に係る費用として、甲の財政負担は以下のとおりとする。

- （1）設計、建設、工事監理及び開業準備に要する費用については、□□□円を上限とする。
- （2）維持管理・運営等に要する費用については、□□□円を上限とする。

（業務の委託等）

第6条 甲は、本事業に関する各業務を、別紙1の記載の役割に従い、事業契約等の締結が必要なものについては委託させ、又は請け負わせるものとする。

- 2 乙の代表者は、事前に書面による甲の承諾を受けた場合は、本事業に100%子会社（以下「子会社」という。）に従事させることができるものとし、その場合において本事業に関する子会社の全ての行為について、乙の代表者は全責任を負うものとする。

（維持管理・運営）

第7条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によって本施設の維持管理・運営を行わせる場合、指定管理者を指定するための手続きを行う。

- 2 指定管理に関する協定書、仕様書、管理区分、リスク分担及び甲へ施設使用料等については、別途協議するものとする。

（準備行為）

第8条 乙は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行うものとし、甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

- 2 乙は、本事業を確実に遂行するため、共同企業体を組成できるものとし、共同企業体の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結のうえ、その写しを甲に提出するものとする。

（保証金）

第9条 本事業に係る保証金については、本事業に係る建設工事請負契約において定める。

（当事者が締結すべき事業契約等）

第10条 甲と乙のうち設計業務及び建設業務等を担う構成員は、募集要項等に基づき、本施設の整備を実施するために必要な事項を定めた建設請負契約を締結する。なお、建設

請負契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日条例第17号）により加古川市議会における議決が得られたときに建設請負契約の本契約の締結となる仮契約として締結する。

- 2 甲と乙のうち維持管理・運營業務等を担う構成員は、募集要項等に基づき、本施設の管理運営を実施するために必要な事項を定めた指定管理協定を締結する。なお、指定管理協定は、地方自治法第244条の2第6項により加古川市議会における議決が得られた後に締結する。

（事業契約等の不成立）

第11条 甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない事由により、甲と乙が事業契約等の締結に至らなかったときは、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（秘密保持）

第12条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

（協定の有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から別紙1の各役割に定める本事業の終了日までとする。

- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第11条及び第12条の規定は存続するものとする。

（協定の変更）

第14条 本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

（協議）

第15条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第16条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は神戸地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書〇通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年●月●●日

甲 住 所 兵庫県加古川市加古川町北在家2000
名 称 加古川市
代表者 岡 田 康 裕

乙 見土呂フルーツパーク再整備・管理運営事業 優先交渉権者
代表者
住 所
名 称
代表者

構成員
住 所
名 称
代表者

構成員
住 所
名 称
代表者

別紙1 本事業に関する役割

1 本施設の開業までの役割は以下のとおりとする。

役割	構成員
募集要項等に示す施設整備に関する業務のうち設計業務（本事業に係る工事の設計並びに必要な調査、申請及び届出）	住 所： 名 称： 代表者：
募集要項等に示す施設整備に関する業務のうち建設業務（本事業に係る工事並びに必要な調査、申請及び届出）	住 所： 名 称： 代表者：
募集要項等に示す施設整備に関する業務のうち工事監理業務（本事業に係る工事監理）	住 所： 名 称： 代表者：
本施設の開業に向けた準備業務	住 所： 名 称： 代表者：
総合プロデュース （企画・計画・マネジメント）	住 所： 名 称： 代表者：

2 本施設の開業後の役割は以下のとおりとする。

役割	構成員
募集要項等に示す維持管理に関する業務及び運営に関する業務	住 所： 名 称： 代表者：
本施設の維持管理サポート（施設のメンテナンス等）及び地域振興に関する業務	住 所： 名 称： 代表者：
地域振興に関する業務 （企画・計画・マネジメント）	住 所： 名 称： 代表者：